

加東市耐震改修促進計画



令和8年4月 改定

目 次

1 計画概要	
(1) 計画策定及び改定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
2 加東市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況	
(1) 地震発生危険性	2
(2) 想定地震の概要	4
(3) 加東市の被害想定	5
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の現況と目標	8
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	9
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	12
(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	12
(3) 安心して耐震改修を行うための相談体制及び事業者との連携	13
(4) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策	13
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	13
(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路	14
5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 普及啓発の推進	15
(2) 相談体制の確保及び情報提供（再掲）	15
(3) 関係機関との連携による啓発	15
6 所管行政庁との連携に関する事項	
.....	15

1. 計画概要

(1) 計画策定及び改定の趣旨

本市においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐促法」という。）に基づき、平成20年3月に計画期間を平成27年度までとする「加東市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進に取り組んできた。その後、計画内容を一部変更するとともに、計画期間を令和7年度まで延長し、耐震化を推進してきたところであるが、本市における耐震化率は目標を下回っている。

また、近年、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の切迫性の高まりなど、地震災害に対する危機意識が高まるとともに、耐震化の必要性が増している。

このような状況を踏まえ、耐震化の取組を一層推進するため、本計画を改定する。

本計画では、兵庫県の耐震改修促進計画の改正を踏まえ、市内の現行の耐震基準を満たしていない、いわゆる「旧耐震基準建築物」の耐震安全性を確保するための目標及び施策を定める。

[参考]

建築物の耐震診断及び耐震改修の推進を図るための基本的な方針（R7.7.17 改正）

- ・耐震性が不十分な住宅を「おおむね解消（令和12年）」から「おおむね解消（令和17年）」に見直し
- ・耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を「おおむね解消（令和7年）」から「おおむね解消（令和12年）」に見直し

兵庫県耐震改修促進計画（令和8年3月改定）

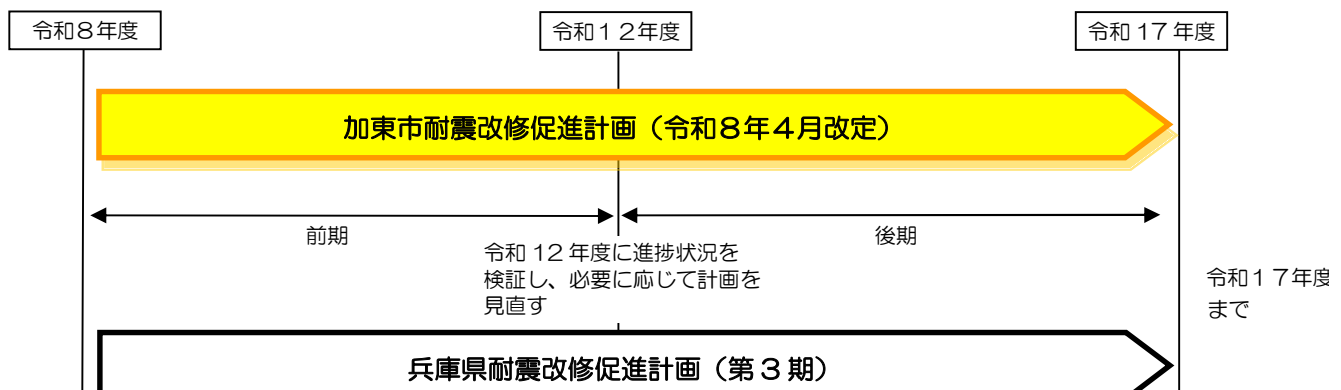
住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を次のとおりとする。

- ・住宅の現況耐震化率91.7%（令和5年）を令和17年度までにおおむね解消とする。
- ・多数の者が利用する建築物の現況耐震化率93.4%（令和7年）を令和17年度までにおおむね解消とする。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、中間の5年目にあたる令和12年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 加東市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

(1) 地震発生の危険性

加東市地域防災計画における地震発生の危険性は、活断層詳細デジタルマップによると兵庫県南西部には活断層であることが確実な山崎断層があり、加東市域には、推定活断層（※１）とされる御所谷（ごしょだに）断層、大谷（おおたに）断層、青野町（あおのちょう）断層が確認されている。

北播磨地域は、六甲山系や生駒山系周辺に比べ活断層の分布密度が小さいが、兵庫県南西部に規模の大きい山崎断層帯が存在し、加えて地下に断層が伏在している可能性もあり、地震の影響が震源地から数十 km に及ぶことを考えると、安心できる状況にない。

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の３つの断層に区分される。その中でも山崎断層主部は、岡山県美作市から三木市にかけて西北部－東南東方向に走る総延長約 80 km に及ぶ大きな断層であり、東から三木市、琵琶甲（びわこ）、暮坂峠（くれさかとうげ）、安富（やすとみ）、土万（ひじま）、大原（おおはら）の 6 断層から成る断層系とみられ、左横ずれの断層であると考えられている。

山崎断層帯主部の内、北西部ではマグニチュード 7.7 程度、南東部ではマグニチュード 7.3 程度の地震が発生する可能性があり、加東市では最大で震度 7 が予想されている。今後 30 年の間に地震が発生する確率の最大値をとると、北西部は 0.09%～1% で日本の主な活断層の中ではやや高いグループ、南東部は 0%～0.01% で高いグループに属する。

また、御所谷断層は、今後 100 年程度の間に加東市に最大震度 6 強の地震を発生させる可能性があるとして予想されている。

（※１）地形的な特徴から、今後も地震を起こす可能性のある活断層があると推定されつつも、資料が少なく、詳しい調査をしない限り明確に存在や場所が特定できないもの。

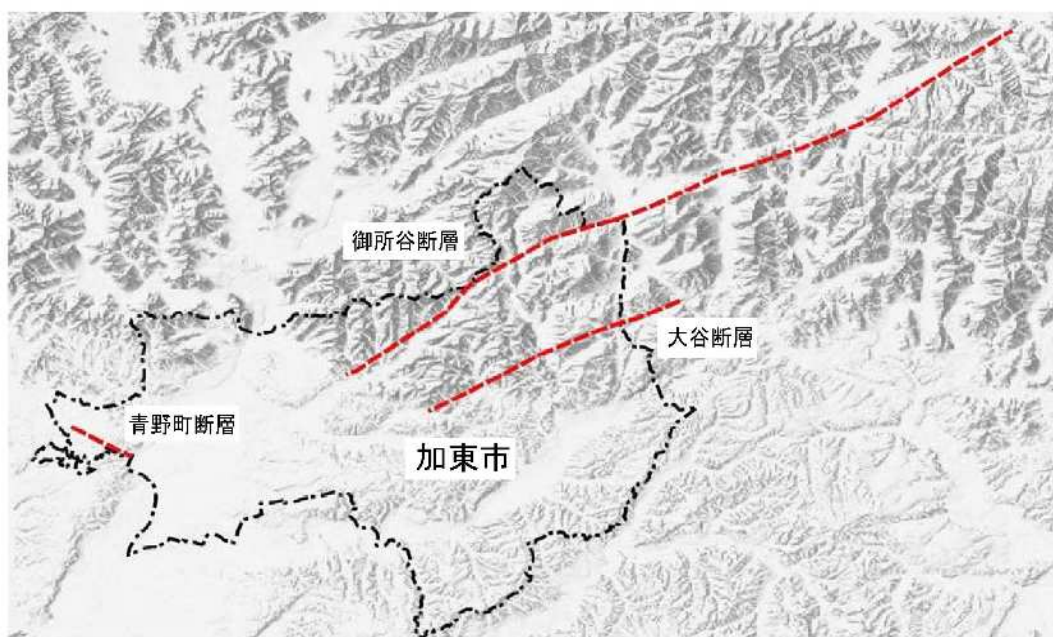


図 加東市域の推定活断層分布図

(出典：活断層詳細デジタルマップ(中田 高 今泉 俊文 [編])

(2) 想定地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成22年度に「兵庫県地震被害想定」が兵庫県によりとりまとめられた。(南海トラフについては、平成26年度に被害想定の見直しがされた。)

※加東市に影響を及ぼすとされる地震と加東市の被害想定は次のとおりである。

(被害想定表)

断 層 名	地 震 範 囲	被 害 想 定					
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数
山崎断層	主部南東部・草谷(くさに)	4,271	5,860	4	266	779	9,635
	主部南東部	4,379	5,579	4	273	775	9,592
	大原・土万(ひじま)・安富 主部南東部	1,526	3,967	2	95	382	4,677
	主部北西部	3	61	1	0	4	45
海溝型	南海トラフ	20	487	0	2	197	72
有馬・高槻	有馬・高槻断層帯	459	2,298	1	27	176	2,141
六甲・淡路断層帯	淡路島西岸	2	38	1	0	2	28
	六甲山地南縁・淡路島東岸	43	577	1	2	36	438

上町断層	上町（うえまち）断層	4	4	1	1	1	2
三峠（みとげ）－京都西山断層	京都西山断層帯	1	8	1	0	0	7
大阪湾断層	大阪湾断層帯	4	71	1	0	4	51
御所谷断層	御所谷断層	129	1,452	1	7	93	1,134
M6.9 の直下型地震による被害想定	加東市直下型	801	4,451	2	47	330	4,016

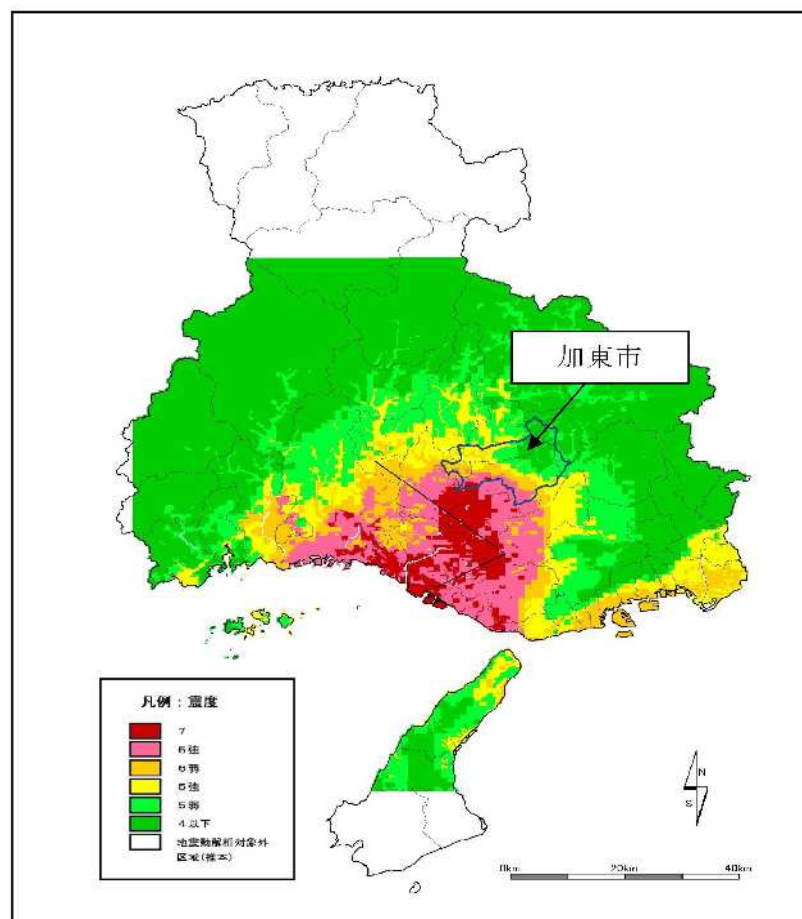
(3) 加東市の被害想定

加東市の地震対策としての地震被害想定は、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、被害想定のうち、最大避難者数である山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震被害とする。

加東市では、震度7が想定され、最大の被害は全壊棟数4,271棟、半壊棟数5,860棟、死者数266人、負傷者779人、建物被害による避難者数は9,635人と想定されている。

1. 想定地震の概要

- ① 震源地 山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層
- ② 震度分布 マグニチュード7.5（加東市内における最大震度 7）



③ 山崎断層地震による被害想定

想定した『山崎断層地震 主部南東部・草谷（くさたに）断層』人的被害想定では、建物被害（家屋の倒壊・室内収容物の転倒、落下）の要因が最も多く、冬早朝5時を想定したものである。

建物全壊棟数は揺れによるもの4,209棟と液状化によるもの62棟を合算したものである。

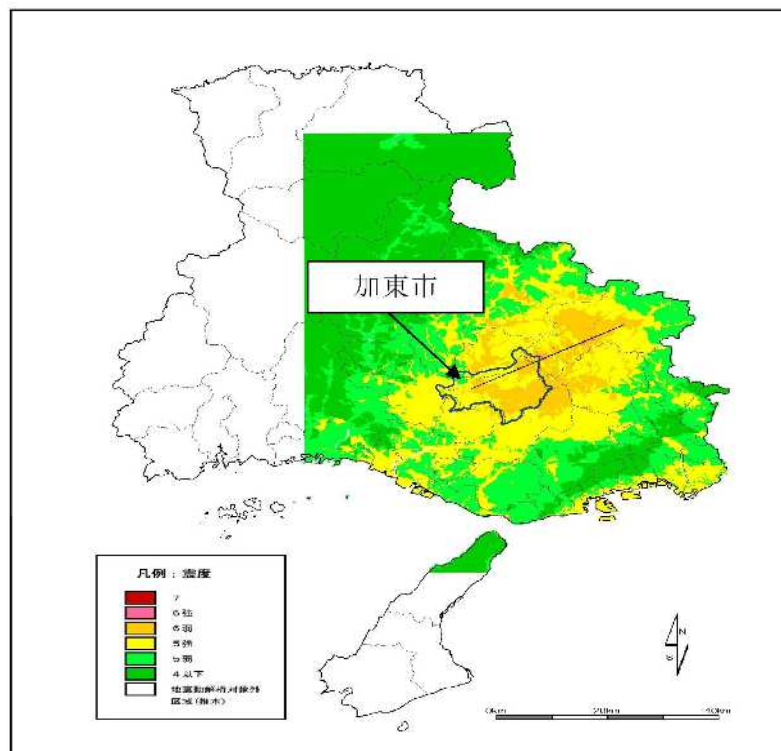
火災危険度の想定は、冬期の夕刻（18時頃）における全出火件数を想定したものである。

区 分	全壊建物数（棟）	半壊建物数（棟）	焼失棟数（棟）	死者数（人）	負傷者数（人）	避難者数（人）
加東市	4,271	5,860	4	266	779	9,635

※全壊建物棟数は、液状化による全壊62棟を含む

2. 御所谷（ごしょだに）断層地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に平成22年度に兵庫県がとりまとめた「兵庫県地震被害想定」によると、加東市域に位置する御所谷断層の震度分布において、最大で震度6強の地震が予想されている。



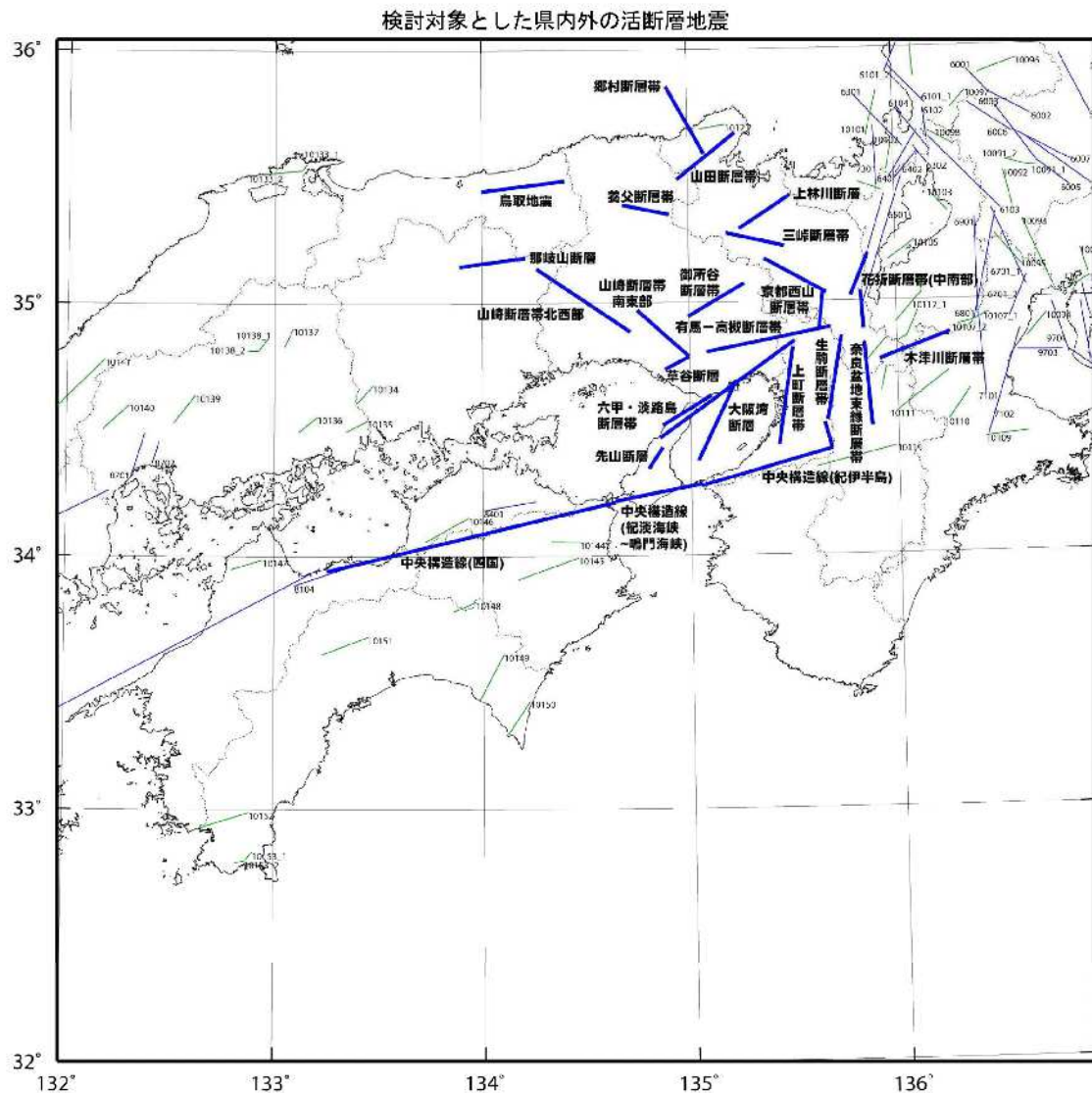
【参 考】

加東市地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、県内で注意すべき代表的な地震として下記の5つの地震を想定している。

なお、南海トラフ地震については、今世紀前半の発生が指摘されている。

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部）	M8.0
上町断層帯地震	上町断層帯	M7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡－鳴門海峡）	M7.7
養父断層帯地震	養父断層	M7.0
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	M9.1

兵庫県内外の活断層



3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の現況と目標

① 住宅耐震化の現況（R5年時点）

耐震化率は87%（住宅・土地統計調査結果 R5より推計）

② 住宅耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。

③住宅の耐震化の目標（令和17年度末）

兵庫県耐震改修促進計画で定められた目標を踏まえ、令和17年度に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に設定

住宅の耐震化率は、下式によって算定される。

$$\text{耐震化率} = \left(1 - \frac{\text{耐震性が不足する住戸の戸数}}{\text{すべての住宅の戸数}} \right) \times 100 (\%)$$

- 耐震性が不足する住宅：昭和56年以前に建築された、耐震性が不足している住宅

住宅耐震化目標等とりまとめ

現状（R5）

区 分	戸 数
住宅総数	15,470
耐震性が不十分な住宅 (耐震化率)	2,011 87%



（R17）

区 分	戸 数
住宅総数	15,030
耐震性が不十分な住宅 (耐震化率)	耐震性が不十分な住宅を おおむね解消

※令和17年の住宅総数は住宅・土地統計調査の推移より算定。

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

- ① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況（R7年時点）
耐震化率は91%（県から各施設へのアンケート調査等により推計）
- ② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針
国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。
特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指す。
- ③ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

兵庫県耐震改修促進計画で定められた目標を踏まえ、令和17年度に耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消することを目標に設定

多数利用建築物の耐震化率は、下式によって算定される。

$$\text{耐震化率} = \left(1 - \frac{\text{耐震性が不足する多数利用建築物の棟数}}{\text{すべての多数利用建築物の棟数}} \right) \times 100 (\%)$$

多数の者が利用する建築物耐震化とりまとめ
現況（令和7年度）

区分	戸数	棟数	耐震化率
全体	建築物全体	95	91%
	耐震性有	86	
	耐震性無	9	
公共	建築物全体	38	
	耐震性有	37	
	耐震性無	1	
民間	建築物全体	57	
	耐震性有	49	
	耐震性無	8	



目標（令和17年度末）

耐震化率
耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

※多数利用建築物

（用途の例）

- ・学校、体育館、病院
- ・劇場、観覧場、展示場、百貨店、映画館、ホテル
- ・事務所
- ・賃貸住宅（共同住宅に限る）、福祉施設
- ・店舗、飲食店
- ・工場、車両の停車場、自動車車庫
- ・郵便局、保健所、税務署

（規模）

一部の用途を除き3階以上かつ1,000㎡以上

【多数利用建築物の対象用途・規模一覧表】

用 途		小規模 多数利用建築物	中規模 多数利用建築物	大規模 多数利用建築物
学 校	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程若しくは特 別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を 含む。	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を 含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を 含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供される もの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他 これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄 宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類する もの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他こ れらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以 上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以 上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するも の				

用 途	小規模 多数利用建築物	中規模 多数利用建築物	大規模 多数利用建築物
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、市は所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じる。事業者は、適切に耐震化が図られるよう、耐震診断や改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者等に適切にアドバイスを行うとともに、所有者等のニーズに沿った耐震診断、補強設計又は改修工事等を実施する。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断の推進

旧耐震基準住宅の耐震性を把握するため、安価で手軽に実施できる簡易耐震診断を推進する。また、申請者への診断結果の説明に併せ、診断員による耐震化の働きかけを実施する。

旧耐震基準の住宅の所有者の求めに応じて、専門家を派遣して調査・診断を行い、その結果を所有者に報告する事業に要する費用の一部を補助する。

② ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

耐震性の低い住宅に対し、耐震改修計画策定、耐震改修工事、建替工事への補助を実施する。また、多額の費用負担が困難な世帯等に対し、改修後の目標評点を0.7に設定した簡易耐震改修工事や、建築物の一部のみを補強し、被災時に安全な空間を確保する方法等、コストを抑えて命だけは守るという観点の部分型改修工事、防災ベッド等の設置への補助を実施する。

③ 普及啓発・環境整備等

築40年以上が経過している旧耐震基準住宅は高齢者のみで居住しているものが多くを占めており、耐震化率が低くなっている。また、地方部の住宅は平均面積が大きいので、改修工事費が高額になる場合が多い。このため、補助制度が対象とする範囲を大きく上回る場合が多く、高額な改修費がかかり、大きな負担になる。

これらの住宅の耐震化を促進するため、高齢者のみが居住する住宅における耐震シェルター設置工事に対する普及啓発を図り、地震時における被害の軽減に向けた取組を進める。

さらに、簡易耐震診断の推進やひょうご住まいの耐震化促進事業の実施、補助事業の円滑な運用により耐震改修を支援し、相談体制の確保、安心して事業者を選択できる環境の整備、低コスト工法の普及・活用を推進する。

(3) 安心して耐震改修を行うための相談体制及び事業者との連携

① 相談体制の確保及び情報提供

窓口において、簡易耐震診断及び耐震改修に関する相談に対応し、補助制度等について分かりやすい情報提供を行う。

② 事業者との連携

耐震改修を円滑に進めるため、事業者との連携を行う。また、低コスト設計や工事提案の普及促進を図るとともに、施工体制の確保や信頼性の向上に努める。さらに、関係機関と連携し、情報共有や課題の整理を行いながら、耐震改修を促進するための取り組みを推進する。

(4) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 建築物の減災対策の推進

耐震診断及び耐震改修に関する相談体制を確保し、関係機関と連携しながら適切な助言を行う。また、空き家活用支援事業等の機会を捉えた耐震性能の確認の必要性について周知を行う。

② 地震保険等の加入促進

兵庫県住宅再建制度（フェニックス共済）や民間の地震保険等の事後の備えについても引き続き周知する。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

- ① 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定された道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、緊急物資の供給や緊急自動車等の通行を困難とするおそれがある建築物

【参考 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路】

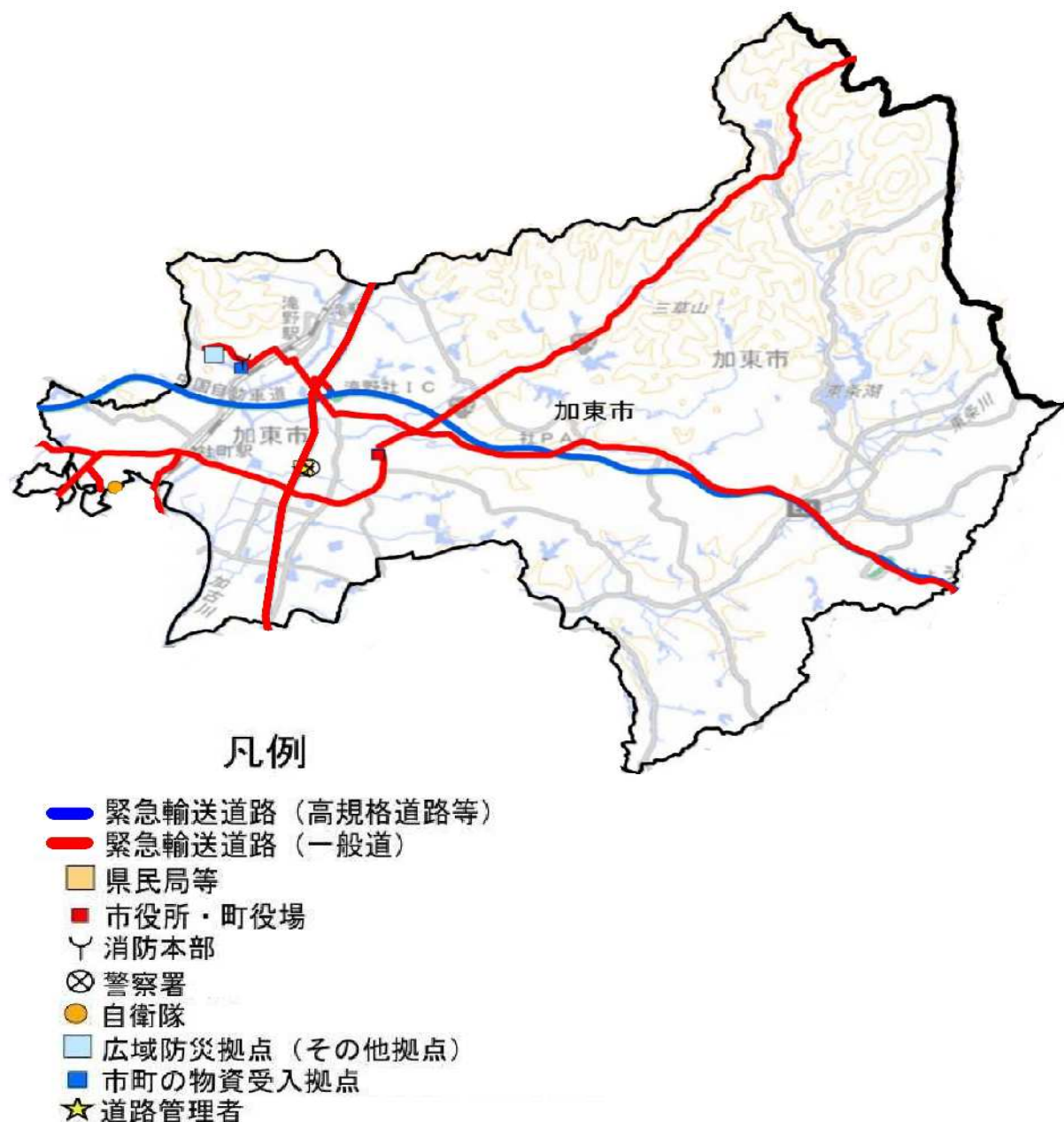
- ・兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路

- ② 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

兵庫県耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき道路として兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路が位置付けられている。

加東市では下記図の道路が位置付けされています。



5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民が連携し、建築物の耐震化に取り組む。

(1) 普及啓発の推進

建築物の耐震化の必要性について、広報誌やホームページ、チラシ等を活用し、広く周知を行うとともに、耐震診断及び耐震改修に関する理解の促進を図る。

(2) 相談体制の確保及び情報提供（再掲）

窓口において、簡易耐震診断及び耐震改修に関する相談に対応し、補助制度等について分かりやすい情報提供を行う。

(3) 関係機関との連携による啓発

事業者等と連携を図り、耐震化に関する情報提供を行うとともに、耐震診断や耐震改修の必要性及び支援制度の内容について周知を行い、普及啓発に取り組む。

6. 所管行政庁との連携に関する事項

所管行政庁である県と連携して、耐震改修促進法第12条又は第15条に基づく指示・指導等及び建築基準法第10条に基づく勧告又は命令等に関する取り組みを進める。